

船舶事故調査報告書

令和5年6月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年10月2日 04時30分ごろ
発生場所	福井県おおい町赤礁埼北東方沖 赤礁埼灯台から真方位041°660m付近 （概位 北緯35°31.7′ 東経135°40.5′）
事故の概要	漁船 ^{ゆうせい} 勇成丸は、北北西進中、また、プレジャーボート ^{シモックス} SHIMOXⅢは、 錨泊中、両船が衝突した。 勇成丸は、船首部に擦過傷を生じ、また、SHIMOXⅢは、右舷船首部 に破口を生じた。
事故調査の経過	令和4年11月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸 事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 勇成丸、4.9トン FK3-10780（漁船登録番号）、個人所有 11.93m(Lr)×2.69m×0.89m、FRP ディーゼル機関、323.60kW、平成2年9月30日 第251-14190号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート SHIMOXⅢ、5トン未満 251-17534福井、個人所有 7.47m(Lr)×2.88m×1.62m、FRP ディーゼル機関、169.20kW、平成9年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年4月17日 免許証交付日 平成29年9月15日 （令和5年3月25日まで有効） B 船長B 50歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年8月10日 免許証交付日 令和4年7月15日 （令和9年8月9日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷船首部に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、はえ縄漁の目的で、令和4年10月2日04時10分ごろ、おおい町の船だまりから法定灯火を点灯して出航した。</p> <p>船長Aは、GPSプロッター及びレーダーの電源を投入し、操舵室内に立って手動操舵に当たり、赤礁埼南方沖までA船を東進させた後、左舵を取った。</p> <p>A 船は、赤礁埼東方沖を約11ノットの対地速力で北北西進中、船長Aが、右舷船首方約1海里に白色灯を多数点灯したいか釣りの遊漁船らしき船舶1隻を認め、同船舶を見ながら航行を続けていた。</p> <p>船長Aは、レーダーを準備状態から送信状態に切り替えていないことを思い出し、切替えボタンを押して顔を上げた直後、船首方至近に白色灯を点灯したB船を認め、右舵一杯としたが、04時30分ごろA船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、B船の乗船者に負傷者がいないことを確認した後、おおい町の船だまりに帰航した。</p> <p>船長Aは、3日、本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>B 船は、船長Bが1人で乗り組み、友人2人（以下「同乗者」という。）を乗せ、釣りの目的で、1日21時30分ごろ福井県小浜市所在のマリーナを出航した。</p> <p>B 船は、22時00分ごろ赤礁埼北東方沖の釣り場に到着した後、錨泊して両舷灯を消灯し、船長B及び同乗者が釣りを開始した。</p> <p>同乗者のうち1人は、2日01時ごろ釣りを終えて操舵室内で仮眠をとり始めた。</p> <p>船長Bは、03時ごろ同乗者のうちのもう1人と共に釣りを終え、夜が明けて周囲が明るくなってから別の釣り場に移動しようと思い、白色全周灯に加え、操舵室内に電池式LED型ランタンを取り付けて点灯し、2人とも同室内で仮眠をとり始めた。</p> <p>船長Bは、仮眠中、衝撃を感じて目を覚まし、周囲を見てB船とA船とが衝突したことを知った。</p> <p>船長Bは、同乗者に負傷者がいないことを確認した後、マリーナに帰航した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照）</p>
その他の事項	船長Aは、本事故発生場所付近での航行経験が豊富であり、これまで日中には多数のプレジャーボートを見掛けていたが、夜間には船舶

	<p>を見掛けたことがなかったので、本事故当時、前路に他船はいないと思いついていた。</p> <p>船長Bは、夜間に本事故発生場所付近で釣りをした経験が約5回あり、これまで航行中の他船が錨泊中のB船を避けてくれており、また、本事故当時、電池式LED型ランタンを点灯して操舵室内を明るくしていたので、錨泊中のB船の存在に他船が気付いて避けてくれると思っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、赤礁埼北東方沖を北北西進中、船長Aが、前路に他船はいないと思いつき、右舷船首方に認めた白色灯を多数点灯したいか釣りの遊漁船らしき船舶を見ながら航行を続けていたことから、前路で錨泊中のB船に気付くのが遅れ、右舵一杯としたが、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、これまで夜間に本事故発生場所付近で船舶を見掛けたことがなかったことから、前路に他船はいないと思いついていたものと考えられる。</p> <p>B船は、赤礁埼北東方沖で錨泊中、船長Bが、錨泊中のB船の存在に他船が気付いて避けてくれると思いつき、同乗者と共に仮眠をとっていたことから、B船に向かって接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、白色全周灯に加え、電池式LED型ランタンを点灯して操舵室内を明るくしていたことから、錨泊中のB船の存在に他船が気付いて避けてくれると思いついていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、赤礁埼北東方沖において、A船が北北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、前路に他船はいないと思いつき、右舷船首方に認めた白色灯を多数点灯したいか釣りの遊漁船らしき船舶を見ながら航行を続け、また、船長Bが、錨泊中のB船の存在に他船が気付いて避けてくれると思いつき、同乗者と共に仮眠をとっていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、前路に航行の支障となる他船はいないと思いつかず、レーダーを活用するなどして周囲の見張りを適切に行い、他船を見落とさないようにすること。 ・ 船長は、錨泊中、仮眠をとる場合は、同乗者と交替で仮眠をとるなどして継続的な見張りを行うこと。 ・ 船長は、事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。

	と。
--	----

付図1 事故発生経過概略図



写真1 A船



写真2 B船

